

岩内町空き店舗活用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市街地商店街の空き店舗等を活用して特定事業を行う事業者又は商店街団体に対し、補助金を交付することにより、空き店舗等の解消と賑わいある商店街づくりを推進するため、岩内町補助金等交付規則（昭和56年岩内町規則第9号）に定めるもののほか、岩内町空き店舗活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 市街地商店街の空き店舗及び空き家をいう。
- (2) 市街地商店街 ギンザ通り親交会、名店街協同組合、駅前通り会、二葉通り会、中央通り会及びN T T通り会をいう。
- (3) 事業者 個人事業者又は岩内町中小企業振興条例（昭和53年岩内町条例第2号）第2条第1号に規定する中小企業者及び同条第3号に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 商店街団体 商工業者等を構成員として設立された法人又は団体で、規約等により商店街としての組織を備え、町長が適当と認めるものをいう。
- (5) 特定事業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に定める業種のうち別表1に定めるもの又は商店街団体が設置する共同施設（組合事務所、共同催事場及び休憩所等をいう。）若しくはコミュニティ施設の運営又は整備をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業
 - イ その他町長が適当でないとする業種又は施設

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当しなければならない。

- (1) 1年以上継続して事業を遂行すること。
- (2) 事業主又は常時使用する従業員の半数以上が岩内町に住民登録をしてお

り、かつ町内に居住していること。

- (3) 補助対象事業が法令又は条例に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けている又は受ける見込みがあること。
 - (4) 岩内商工会議所並びに商店街団体の会員に加入するものであること。
 - (5) 賃貸契約及び賃貸にあっては、空き店舗等の所有者と2親等以内の親族又は生計を一にする者でないこと。
 - (6) 町税を滞納していないこと。
 - (7) 市街地商店街内での移転でないこと。
 - (8) 反社会的勢力と関係がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けているもの及び他の空き店舗対策事業等により補助金等の交付を受けているものは、補助対象者としな

(補助の区分、対象経費及び補助額)

第4条 特定事業の運営又は整備による補助対象事業の区分、補助対象経費及び補助金の額は、別表2のとおりとし、予算の範囲内において決定するものとする。

- 2 店舗等改修・整備費に係る工事の施工業者は、主たる事務所を町内に有しているものとする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、岩内町空き店舗活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 店舗家賃等補助

ア 事業計画書（様式第2号）

イ 納税状況の調査に関する同意書（様式第3号）

ウ 確約書（様式第4号）

エ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書（様式第5号）

オ 賃貸契約書の写し

カ 個人事業者にあっては税務署へ提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し、法人にあっては直近3月以内の登記事項証明書（履歴事項証

明書)

- キ 補助対象事業が法令又は条例に基づく許認可が必要な事業である場合は、許認可を受けていることを証する書類の写し
- ク 事業主又は岩内町に住民登録をしており、かつ町内に居住している従業員の住民票の写し
- ケ その他町長が必要と認める書類

(2) 店舗等改修・整備費補助

- ア 事業計画書（様式第2号）
- イ 納税状況の調査に関する同意書（様式第3号）
- ウ 確約書（様式第4号）
- エ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書（様式第5号）
- オ 工事設計見積書及び工事設計図面の写し
- カ 改修・整備前の店舗等の写真（外観、内装、設備等）
- キ 個人事業者にあつては税務署へ提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し、法人にあつては直近3月以内の登記事項証明書（履歴事項証明書）
- ク 補助対象事業が法令又は条例に基づく許認可が必要な事業である場合は、許認可を受けていることを証する書類の写し
- ケ 事業主又は岩内町に住民登録をしており、かつ町内に居住している従業員の住民票の写し
- コ その他町長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付申請の時期は、店舗家賃等補助にあつては、事業開始から1月以内とし、店舗等改修・整備費補助にあつては、工事契約締結後1月以内とする。

（交付の決定及び通知）

第6条 町長は、前条による申請があつた場合は、書類の審査をし、適当と認めるときは速やかに交付の決定をし、岩内町空き店舗活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（報告又は調査）

第7条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、現地調査をすることができる。

(実績報告)

第8条 第6条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、速やかに岩内町空き店舗活用支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 改修・整備後の店舗等の写真(外観、内装、設備等)
- (2) 補助対象経費の領収書その他支払いを証する書類の写し
- (3) 岩内商工会議所並びに商店街団体の会員であることを証する書類
- (4) 口座振替申出書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 町長は前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査をし、必要に応じて現地調査を実施し、内容が適当であると認めたときは、岩内町空き店舗活用支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の交付を取消し、又は返還させることができる。

- (1) 確約書又は反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書に反した場合
- (2) 第3条に規定する要件を欠くに至った場合
- (3) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けた場合
- (4) その他町長が不相当と認めた場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。